大和ハウス工業健康保険組合

平成30年7月豪雨により被災された皆様の一部負担金免除について

平素は健康保険組合事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、平成30年7月豪雨により、被災された方々へは心よりお見舞い申し上げます。一刻 も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

大和ハウス工業健康保険組合では、今回の豪雨の被害の甚大さに鑑み、医療機関を受診された被保険者・被扶養者のうち、下記条件に該当する方につきまして「一部負担金免除などの徴収猶予及び減免」を適用しますので手続きをお願いいたします。

記

- 1. 窓口での一部負担金免除について
 - 条件(1)(2)のいずれにも該当する方で、医療機関を受診した方は「一部負担金」を <u>平成31年2月末日</u>迄免除します(すでに支払い済みの場合は後で精算できます)。
 - (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する組合員
 - (2) 今回の豪雨で次のいずれかの申し立てをした方
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- 2. 徴収を猶予・減免する一部負担金等の範囲
 - •一部負担金
 - ・保険外併用療養費/訪問看護療養費/家族療養費/家族訪問看護療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、柔整・あんま・マッサージ・鍼灸は除く)
- 3. 免除申請について
 - (1) 健康保険一部負担金等免除申請書(添付書類として罹災証明書・被災証明書写し等要)
 - (2) 健康保険一部負担金等還付申請書(添付書類として罹災証明書・被災証明書写し等要)
- 4. 免除期間

平成31年2月28日受診まで

5. 健康保険証の再発行について

健康保険証を紛失・消失した場合は再交付申請書により再発行します。

お問い合わせ先:大和ハウス工業健康保険組合 TEL 06-6342-1440(担当:西村)